



27 諷監第35号  
平成28年3月23日

諷訪市長	金子 ゆかり 様
諷訪市議会 議長	宮下 和昭 様
諷訪市農業委員会 会長	濱 紀一 様
諷訪市選挙管理委員会 委員長	平林 圭治 様
諷訪市等公平委員会 委員長	三澤 清司 様
諷訪市固定資産評価審査委員会 委員長	村上 芳明 様
諷訪市代表監査委員	金子 勝弘 様

諷訪市監査委員 金子 勝弘

諷訪市監査委員 水野 政利

#### 平成27年度後期定期監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第4項の規定により、別紙のとおり定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により報告します。

なお、地方自治法第199条第12項の規定により、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知し、監査委員がそれを公表することが義務づけられていますので、改善策等を講じたときは通知願います。

## 1 監査の種別

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査

## 2 監査の執行者

諏訪市監査委員(識見委員) 金子勝弘

諏訪市監査委員(議選委員) 水野政利

## 3 監査の実施期間及び対象課所等名

### (1) 各課(及び施設)定期監査

監査実施日	監査の対象とした課所(施設)等の名称	
1月13日(水)	課所名	健康推進課、社会福祉課
	施設名	保健センター、あおぞら工房諏訪、総合福祉センター 身体障害者デイサービスセンター、障害者自立支援センター
1月14日(木)	課所名	こども課、高齢者福祉課
	施設名	ふれあいの家

監査実施日	監査の対象とした保育園の名称
1月15日(金)	こなみ保育園、豊田保育園、四賀保育園、赤沼保育園、中洲保育園

監査実施日	監査の対象とした課所(施設)等の名称	
2月 8日(月)	課所名	まちづくり・男女共同参画推進課、財政課、企画調整課 危機管理室、選挙管理委員会事務局*、監査委員事務局* 公平委員会事務局、固定資産評価審査委員会事務局
2月 9日(火)	課所名	商工課*、観光課*、産業連携推進室*、農林課* 農業委員会事務局*、公設地方卸売市場
	施設名	間欠泉センター
2月10日(水)	課所名	都市計画課*、建設課*、国道バイパス推進室*、会計課 議会事務局*
	施設名	足湯(湖畔公園)

\*については、庁内課所備品監査(1月8日(金)実施)の対象課所を表す。

#### 4 定期監査の執行方針及び着眼点の設定

定期監査を執行するにあたっては、監査委員会議で確認がされた当年度の監査等執行方針に基づき、原則として、平成27年度の事務事業に係る歳入歳出執行状況全般を対象として定期監査を実施した。

施設監査及び保育園監査(以下「施設等監査」という。)においては、施設等の管理状況及び現金取扱事務等を監査項目に設定し、施設等の管理運営状況等全般について実地に検分した。

また、監査にあたっては、社会情勢や行政需要の変化への対応がなされているかなど、一部に行政監査的視点を導入しながら実施した。

なお、当年度の監査等における着眼点及び共通重点監査事項(平成27年4月1日通知)の要点は以下のとおりである。

##### (1) 平成27年度監査等における着眼点

###### ア 財務事務監査における着眼点

- ・ 予算の執行は計画的かつ効率的に行われ、予算計画に対する実績は妥当であるか。
- ・ 総計予算主義の原則が守られているか。
- ・ 経理事務については、執行機関における管理点検体制が確立され、有効に機能しているか。

###### イ 行政監査的視点導入による監査の着眼点

- ・ 事務事業の執行に当たっては、市民の福祉増進、市民の負担軽減、市民サービスの向上に努めているか。
- ・ 社会情勢や行政需要の変化への対応はなされているか。
- ・ 事業の目的が明確である上に、各部局間の連携、整合性、総合性がとれているか。
- ・ 事務処理は能率的、効率的に行われ、改善すべき点はないか。

##### (2) 平成27年度における共通重点監査事項

###### ア 収入事務について

###### 1) 調定事務について

- ・ 調定額の算定内容は適正か。また、調定の時期及び手続きは適時適切に行われているか。
- ・ 条例によらない収入について、その根拠となる規定は定められているか。あるいは、条例等の適用、新設等の必要はないか。

###### 2) 徴収事務について

- ・ 過誤納の還付手続きは適正に行われているか。
- ・ 延滞金の徴収事務は適正に行われているか。
- ・ 収入の消込み誤り、漏れ、及び遅延しているものはないか。

###### 3) 滞納整理事務について

- ・ 収納状況とその理由を明確に把握し、かつ記録しているか。
- ・ 督促、催告、及び時効の中断の手続きは適時、かつ適正に行われているか。
- ・ 滞納整理について努力が払われているか。
- ・ 不納欠損は適時、かつ厳正に行われているか。

###### 4) 現金取扱事務について

- ・ 領収書の取扱いは適正に行われているか。

- ・使用済みの原符に欠番はないか。また、書損じ分は保管されているか。
- ・使用しなくなった冊子の未使用分はパンチを入れる等の無効処理がなされているか。
- ・現金出納簿は、遅滞延なく正確に記載されているか。また、日々出納関係諸帳簿の管理点検は複数で行っているか。
- ・収納金は遅延なく、指定金融機関等に払い込まれているか。

## イ 支出事務について

### 1) 支出一般について

- ・予算流用、予備費充当の手続き及び時期は適正か。
- ・支出の特例による支払い方法(資金前渡、概算払い、前金払い、繰替払い等)及び精算等の手続きは、法令等の定めるところにより適時、適正に行われているか。

### 2) 委託料の支出について

- ・委託の内容は適切か、性質上委託することが不適切なものはないか。また、その効果の確認は行われているか。
- ・委託の相手方及び選定方法は適切か。
- ・委託料の算定根拠は、合理的な基準に基づき行われているか。

### 3) 負担金補助及び交付金の支出について

- ・補助金等の算出は合理的な基準により行われているか。
- ・補助の効果は確認されているか。また、補助効果の点より整理すべきものはないか。
- ・補助金等の交付条件は適切に付され、条件どおり履行されているか。
- ・実績報告に基づく補助金等の支出については、その成果の確認が行われているか。

### 4) 契約事務について

- ・随意契約による場合、その理由は適正か。また、適正化法に基づき公表を要する公共工事については、相手方を選定した理由が公表されているか。
- ・随意契約による場合は原則として2名以上の者から見積書を徴しているか。また、例外的に1名の者から見積書を徴する時は、その理由は適正か。

### 5) 財産管理事務について

- ・財産台帳は調製され、取得、処分、所管替え等の異動について正確に記録されているか。また、財産は、財産台帳及び附属図面と合致しているか。財産台帳外に存するものはないか。
- ・財産の維持管理及び補修は適切になされているか。また、消防法その他法令等に基づき防火、防災対策は適正に行われているか。
- ・財産は効率的に運用されているか。遊休化しているものについて、活用方途は講じられているか。

### 6) 物品購入及び保管管理について

- ・物品の購入は計画的かつ効率的に行われているか。(特に年度末において当面必要としない物品の購入、変質のおそれのある物品の一時多量購入等はないか。)
- ・物品は正しく分類整理されているか。また、備品管理シールなどは正確に貼付されているか。
- ・物品の現在高は帳簿残高と一致しているか。遊休物品、死蔵物品等はないか。また、管理替え等による有効利用への配慮がなされているか。帳簿外物品はないか。

## 7) 基金について

- ・基金設置の目的は明瞭であり、かつ目的に従って積み立てられ、确实、効率的に運用されているか。

## 5 監査の実施手続き及び方法

あらかじめ指定し、提出させた資料により、歳入歳出全般の執行状況について説明を聴取した上で、上記着眼点に基づき、質疑形式による監査を中心に、実査、視察、閲覧、照合などの手続きにより監査を行った。また、施設等監査については、資産の管理状況や業務の運営状況等を把握するために現地に赴き、実地に検分を行っている。なお、備品に係る財産管理事務監査については、その業務の一部を補助職員に命じ、その結果について報告を徴するなどの方法で監査を行った。

## 6 監査の結果

当年度の監査実施計画及び執行方針等に基づき、財務事務及びその他事務事業並びに施設の管理状況等を監査した結果、それぞれの事務事業は概ね適正に執行され、順調に進捗しているものと認めた。

なお、軽微に改善を求める事項については、その都度口頭で指摘したため、特に留意を要すると思われる点について以下に意見としてまとめたので、今後の参考とされたい。

## 7 監査の意見

### ア 各部局共通事項

#### 1) マイナンバーカードについて

- ・前期・後期定期監査を通じた全体意見として、マイナンバーカードの普及促進のため、市民の利便性の向上を図るマイナンバーカードの利活用方法について、各課において工夫検討されたい。

### イ 各部局個別事項

#### 【健康福祉部】

##### i) 保育園監査意見

#### 1) 保育園の管理運営について

- ・いずれの保育園においても適正な運営管理がなされていることを確認した。地域の人々との触れ合いを通じて、地域力を引き出し、地域との協力関係を構築していくことは、子どもたちの健全な成長と安全・安心な環境づくりに大いに有効であることから、今後も各園においてこうした取り組みを積極的に継続・発展されたい。

#### 2) 外国籍を有する園児の保育について

- ・社会経済のグローバル化が進む中で、当市においても外国籍の園児が増えてきている。こうした園児や園児の保護者の中には、言葉の問題や生活習慣の違いから保育園生活に馴染めないケースが全国的に見られることから、子ども同士の交流ができるように、今後も十分配慮した保育を要望する。

ii) 各課(及び施設)監査意見

1) 諏訪市健康づくり推進協議会の活用について

- ・市民の総合的な健康づくり対策を積極的に推進するため、諏訪市健康づくり推進協議会を有効に活用されたい。

(健康推進課)

2) 保健センターの安全管理について

- ・保健センターは、小さな子どもをはじめ多くの市民が訪れる場所であるため、消防法の規定に則った安全管理に努められたい。

(健康推進課)

3) 20歳からのヘルスアップ事業について

- ・20歳からのヘルスアップ事業について、事業目的については理解・評価するが、事業の進捗に遅れが見られることから事業の推進に向けて努力されたい。

(健康推進課)

4) 生活困窮者自立支援事業について

- ・格差・貧困社会が拡大している中で、生活困窮者自立支援事業は、第2のセーフティネットとしての役割を担う重要な事業であり、事業の有効・適正な運営のために相談員のスキルアップに努め、生活弱者への充実した対応を希望する。

(社会福祉課)

5) 避難具の使用法の周知徹底について

- ・総合福祉センター3階の避難具については、扱いの異なる2種類の避難具が設置されていることから、避難訓練等を通じて使用法の周知徹底を図られたい。

(総合福祉センター)

6) 保育行政の充実について

- ・社会ニーズの増加している未満児保育の受け入れ園の拡充や未満児保育室の環境整備事業は、男女均等雇用や少子化対策に非常に有効な施策であり評価する。今後も市民要望に沿った保育行政の充実を積極的に進められたい。

(こども課)

7) 蓼科保養学園について

- ・蓼科保養学園については、国と連携し新たな方向性を見出し、存続可能となるよう期待する。

(蓼科保養学園)

8) ふれあいの家について

- ・耐震強度不足から施設の閉鎖が決定されているが、代替施設として予定されている旧清水学園については、現在の利用者や市民の要望を聴取するよう努められたい。

(ふれあいの家)

9) 地域支え合い体制づくり事業について

- ・地域支え合い体制づくり事業は、地域社会の交流が希薄となりつつある現在、高齢者等弱者が安心して暮らせる社会構築を目指した事業である。地域支援の輪が広がるよう速やかな事業の進展を期待する。

(高齢者福祉課)

【企画部】

1) 地域文化アドバイザー事業について

- ・地域文化アドバイザー事業については、事業成果が見えづらい業務であるので、議事録や活動記録を成果資料として整備し、市民に見える形で実績と成果を保管されたい。

(まちづくり・男女共同参画推進課)

2) 土地開発公社について

- ・土地開発公社及び土地開発基金の運営については、中長期での計画的な運営を心掛けられたい。

(財政課)

【経 済 部】

1) SUWAブランド創造事業について

- ・今年度の新規事業であるSUWAブランド創造事業は、6市町村が連携した事業であり、また地域のものづくりに夢を与える事業でもある。いわば「下町ロケット」の諏訪版として、今後も事業の継続発展に期待する。

(商工課)

2) 間欠泉センターの運営について

- ・前回の施設監査時に比べ館内が整頓され、明るくすっきりした施設に変わったと感じる。また、施設の収益も前年度に比べ増加している。費用をかけずに職員が管理に工夫をしている点を評価する。

(間欠泉センター)

3) 利子補給事業について

- ・金融機関を通じて行われる利子補給事業については、金融機関からの明細書について必ず担当課において内容確認をされたい。

(農林課)

【建 設 部】

1) 足湯について

- ・諏訪ならではの特色のある施設である足湯は、多くの観光客が訪れることから、トイレの案内板と手洗い場の設置が望まれる。また、観光客の感想等も聞けることから思い出ノートの備付を提案する。

(足 湯)

2) 高島四丁目交差点について

- ・長年懸案となっていた高島四丁目の交差点問題が、解決に向けて大きく動き出した。県との協働により利用者の安心・安全のために、交差点改良事業が早期に完成することを期待する。

(都市計画課)

3) 空き家対策について

- ・空き家の実態把握のために総合型GISサービスが構築された。今後は、これを利用して空き家の活用や適正管理に有効な施策の検討を図られたい。

(都市計画課)

8 平成27年度定期監査(前期及び後期)における総括意見

平成27年度は、市長改選の年であったため、当初予算は骨格予算として編成されたが、大型継続事業のほか、経済対策、安全・安心対策、人口減少抑制対策など、市民生活に直結する事業については、積極的に予算計上がなされた。5月からは、新市長のもと「透明度日本一のまち 輝くSUWA」の実現に向けて新たな事業への取り組みが始まった。中国をはじめとするアジアの新興国経済の下振れや、原油価格の急落など景気が不透明な状況となる中で、健全財政を図りながら、新たな目標に向けて、順調に事業が進捗しているものと思料する。

平成27年度定期監査においては、今年度の監査等執行方針に基づき、歳入歳出全般の執行状況について質疑、実査、視察、閲覧、照合等により精査し、それぞれの事務事業が概ね適正に執行されていることを確認するとともに改善等を検討すべき事項について意見を述べてきた。

歳入では、景気の不透明感が増す不安定な経済情勢の中で、自主財源の確保に積極的に努め、特にふるさと寄附金が大幅に増加したことについて職員の努力を評価する。今後も更に自主財源の確保を積極的に図られたい。

歳出については、一部の事業に進捗の遅れが見られることから、事業の進展に向けて努力するとともに、事業の見直しも必要ではないかと思料する。

平成28年1月から利用が始った、社会保障と税の共通番号制度は、今後国の社会基盤となる重要な制度である。マイナンバーカードの普及に向けて、カードの利用価値を高める行政サービス等の検討を図られたい。

平成28年度は、新市長のもとで当初から予算編成がなされる最初の年である。市長のマニフェストの実現に向けて、職員一丸となって事業が順調に進展することを期待する。